

## あおもり宿泊キャンペーン（新春）実施要領【宿泊施設用】

青森県観光国際戦略局 誘客交流課

### 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内外からの観光客が激減し、県内宿泊事業者が厳しい環境に直面していることに鑑み、県内における流動及び消費拡大を図るため、「あおもり宿泊キャンペーン（新春）（以下、「本キャンペーン」という）」を実施することとし、本キャンペーンに参加する宿泊施設の募集、青森県民向けの新たな宿泊プランの造成・販売、キャンペーン実施料の支払い手続など、本キャンペーンの実施に必要な事項を定めるものである。

### 2 本キャンペーンによる宿泊期間

**2021年1月1日（金）から2021年1月31日（日）まで**

※新型コロナウイルス感染症の状況により変動あり

### 3 予算額

110,000,000 円（税込）

### 4 目標宿泊者数

20,000 人泊

### 5 宿泊対象者

**青森県内の居住者**

### 6 キャンペーン対象施設の要件

本キャンペーンへの参加対象となる宿泊施設は、下記の要件を満たすものとする。

- (1) 青森県内に所在し、観光客に宿泊のサービスを提供する施設であること。
- (2) 本キャンペーンの事業目的に賛同する施設であること。
- (3) 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（※1）」等に基づく感染防止対策を遵守していること。
- (4) 下記いずれかの会員に該当する施設
  - ・公益社団法人青森県観光連盟（以下、「青森県観光連盟」という。）会員
  - ・青森県旅館ホテル生活衛生同業組合会員（青森県観光連盟会員）
  - ・青森県民宿連合会会員（青森県観光連盟会員）
  - ・浅虫温泉旅館組合会員（青森県観光連盟会員）
- (5) 上記（4）以外で市町村からの推薦があり県が承認した施設
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項の営業許可など当該施設を運営するうえで、必要な許可を得ていること。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の第2条第6項第4号に該当しないこと。

(8) 青森県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日青森県条例第 9 号）を遵守していること。

(9) その他公序良俗に反しない施設であること。

※ 1 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館業協会、全日本ホテル連盟等が作成したもの。

## 7 キャンペーン参加の要件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施すること。

(2) 青森県内の流動を促進するため、青森県民向けに、自施設のセールスポイントや地域の魅力を生かした宿泊プランを造成し、県の承認を得ること。

## 8 宿泊プランの要件

(1) 2021 年 1 月 1 日（金）から 2021 年 1 月 31 日（日）までに宿泊するプランであること。

(2) 自施設のセールスポイントや地元の魅力などを生かした、今後も活用できるような宿泊プランであること。

(3) 宿泊プランは一人一泊当たり税込み 5,500 円を割り引いた額で、割当人数分を販売すること。

(4) 県のキャンペーン割引後の宿泊プランの代金は、一人一泊当たり 1,000 円（税込）以上とすること（大人・子ども同条件とする）。

(5) 本キャンペーンによる宿泊プランの割引（一人一泊当たり税込み 5,500 円引き）は、キャンペーン実施用に県の承認を受けた宿泊プランに限る。

(6) 本キャンペーンの宿泊プランは、他の制度（キャンペーン等）との割引との併用を妨げないものとするが、併用の可否は、他の割引制度の要件によるものとする。ただし、下記に該当するものは対象外とする。

### <対象外となる要件>

① 国、地方自治体、公共団体が実施する会議、研修旅行

② 宗教活動、政治活動を目的とした旅行

③ 青森県が実施する他の割引・支援制度を利用した旅行。ただし「青森くるま旅キャンペーン」との併用は認めるものとする。

(7) Go To トラベルキャンペーン登録事業者が、本キャンペーンの宿泊プランを割引対象とする場合は、県の宿泊キャンペーン割引後の代金に、Go To トラベルキャンペーン割引を適用すること。ただし、国が GoTo トラベル事業において、一時停止や旅行自粛などの、何らかの措置を講じた場合の県の宿泊キャンペーン割引の取扱いは、県の指示に従うものとする。

※2020 年 12 月 28 日（月）0 時から 2021 年 1 月 11 日（月）24 時までに出発する Go To トラベル事業を利用した旅行については、特定の地域に関わらず、Go To トラベル事業の適用を一時停止（2020 年 12 月 25 日時点）。

※2021年1月12日(火)0時2021年2月7日(日)24時までに出発する  
Go To トラベル事業を利用した旅行については、特定の地域に関わらず、Go  
To トラベル事業の適用を一時停止(2021年1月7日時点)。

(8) 1泊以上する宿泊プランであること(日帰りプランは対象外とする)。

(9) 利用回数に制限は設けない。ただし、連泊の場合は **5泊まで**とする。

## 9 その他要件

(1) 利用者にアンケートの記入及びチェックアウト時の提出をお願いすること。

(2) 利用者の宿泊代金の精算は、事前決済、現地決済のどちらも可とする。

(3) 宿泊施設への予約は利用者自身が行うものとする。また、販売方法(電話・  
自社HP・旅行会社・OTA等での受付)については参加施設の判断によるもの  
とし、販売方法に制限は設けない。

## 10 キャンペーンの周知・販売

(1) 県及び本キャンペーン事務局(以下、「事務局」という)は、県の観光情報  
サイト等を活用し、本キャンペーンのプロモーションを幅広く実施することで  
青森県民に周知する。

(2) 宿泊施設は自社HP、OTAサイト等を活用し、宿泊プランのPR及び販売を  
行う。その際、広告媒体等に、県のキャンペーン割引額及び「あおりり宿泊キ  
ャンペーン(新春)」における宿泊プランであることを明記すること。

## 11 キャンペーンの実施料と販売人泊数

「キャンペーン参加申込書 兼 宿泊プラン企画書」(様式1)及び「新型コロナウイルス感染防止対策確認書(様式2)」を事務局に提出し、県から参加の承認を受け、**感染症防止対策を講じることを条件に**キャンペーンに参加する施設には、実績報告に基づき、下記のとおりキャンペーン実施料を支払うものとする。

### <キャンペーン実施料>

キャンペーンの実施料は、宿泊施設が送付する実績報告に基づき、**一人一泊当たり5,500円(税込)×人泊数**の割引費用を支払うものとする。

※宿泊プランの企画・造成に係る費用は支払わない。

### <宿泊施設ごとの販売人泊数>

宿泊プランの販売に当たっては、「参加決定通知書 兼 販売人泊数通知書」(様式3)の通知による人泊数を上限とし、**通知による人泊数(割当人泊数)**を超えた場合の実施料の支払いは行わない。

## 12 キャンペーン参加の流れ

### (1) キャンペーン参加申込

本キャンペーンへの参加を希望し、宿泊プランの造成・販売を行う宿泊施設は、事務局に対し、「キャンペーン参加申込書 兼 宿泊プラン企画書」(様式1)及び

「新型コロナウイルス感染防止対策確認書（様式2）」により、事務局まで申し込む。

(2) 宿泊プラン審査結果及び販売人泊数通知

事務局は参加申込書等の内容を審査し、県の承認を得た上でキャンペーン参加を決定し、「参加決定通知書 兼 販売人泊数通知書」（様式3）により、本キャンペーンの参加が決定した宿泊施設に通知する。

(3) 実績報告及び精算

本キャンペーンに参加する宿泊施設は、事務局に対して下記書類を提出することで実績報告を行うこととする。事務局は、宿泊施設の提出書類を審査し、県の承認を得た上で、キャンペーン実施料を宿泊施設に支払うものとする。なお、期日までに実績報告の書類提出がなされない宿泊施設に対しては、事務局が電話連絡等により状況確認を行うこととする。

【提出書類】

- ア. 利用者から回収したアンケート（別紙1）※一人につき1枚回収が必要
- イ. 請求書（様式4）
- ウ. 実績報告書（様式5）

【提出期限】

1月分の上記（ア～ウ）実績書類を、2021年2月10日（水）までに事務局に提出すること（当日消印有効）。不備のない請求書については、2月末までに実施料（割引に係った費用）を支払うものとする。

（書類の提出期限・実施料の支払予定日）

書類の提出期限	実施料支払予定日
2021年2月10日（水）まで	2021年2月26日（金）予定

●注意●

提出書類の内容に不備があった場合、キャンペーン実施料の支払いが遅れる場合があるため、送付の際には不備がないよう必ず確認すること。

【書類送付先】

実績報告の書類を下記送付先まで「郵送」すること（FAX、メールによる送付は不可）。

**<送付先> 「あおもり宿泊キャンペーン」事務局**  
住所：〒030-0803 青森市安方 1-1-40  
青森県観光物産館アスパム 7階  
電話番号：017-775-5031（電話受付時間：9：30～17：30）  
E-mail：[aomori\\_yukyaku@bsec.jp](mailto:aomori_yukyaku@bsec.jp)  
※土日・祝日は休み

### 13 その他

- (1) 提出された書類の返却はしない。また、本キャンペーンに係る業務以外には使用しない。
- (2) 事務局は、本キャンペーンの参加決定後に、宿泊施設の虚偽の申告や不正が発覚した場合、該当の宿泊施設をキャンペーンの参加対象外とすること。なお、すでに実施料が支払われている場合、実施料の支払いを受けた申請者は、実施料を速やかに事務局に返還すること。
- (3) この要領に定めのない事項については、県と事務局が協議の上、別に定めることとする。

### 14 宿泊プランの追加販売について

- (1) 追加販売分の宿泊期間  
**2021年2月1日(月)～2021年3月14日(日)**
- (2) 追加予算額  
110,000,000円(税込)
- (3) 目標宿泊者数  
20,000人泊
- (4) 追加販売分の販売開始日時  
**2021年1月30日(土)午前9時 予約・受付開始** ※時間厳守
- (5) 利用者への県産品カタログギフトの提供
  - ①「あおもり宿泊キャンペーン」追加販売分は、県の委託により青森県観光連盟が実施する「この冬は、泊まってもらおう！冬の青森・ごほうびキャンペーン(仮称)」と連動して実施する。
  - ②本キャンペーン利用者(2月以降の利用者)には「県産品カタログギフト申込書」(別途様式)を、その人泊数に応じて必ず配付すること。  
※県産品カタログギフト申込書の取り扱いについては、別添の「県産品カタログギフト取扱説明書」参照
- (6) 追加販売の流れ  
**2021年1月22日時点で本キャンペーンに参加している施設**
  - ①追加販売申込  
本キャンペーンへの継続参加を希望する宿泊施設は、「追加販売申込書兼 宿泊プラン企画書」(様式6)を提出することにより事務局まで申し込む。

## ②追加販売決定通知

事務局は参加申込書の内容を審査し、県の承認を得た上でキャンペーン参加を決定し、「参加決定通知書 兼 販売人泊数通知書」(様式 8)により、本キャンペーンの参加が決定した宿泊施設に通知する。

## ③追加販売開始

追加販売が決定した宿泊施設は、事務局からの参加決定通知を受領次第、宿泊プランの販売を開始する。

※参加決定通知書(様式 8)の予約・受付開始日時に従うこと。

## ④県産品カタログギフトの配付(冬の青森・ごほうびキャンペーン)

追加販売が決定した宿泊施設に対しては、冬の青森ごほうびキャンペーン事務局から、別途、追加販売する宿泊人泊数分の県産品カタログギフト申込書が送られる。宿泊施設は、宿泊者に対して、その宿泊数に応じて県産品カタログギフト申込書を配付し、受領証を受け取り保管すること。

## ⑤実績報告及び精算

本キャンペーンに参加する宿泊施設は、事務局に対して下記の書類を提出することで実績報告を行うこと。事務局は、宿泊施設の提出書類を審査し、県の承認を得た上で、キャンペーン実施料を宿泊施設に支払うものとする。

### <提出書類>

#### (あおり宿泊キャンペーン関連)

ア. 利用者から回収したアンケート(別紙 1)

※一人につき 1 枚回収が必要

イ. 請求書(様式 4)

ウ. 実績報告書(様式 5)

#### (冬の青森・ごほうびキャンペーン関連)

エ. 県産品カタログギフト申込書受領証(様式別途)

※一人につき泊数分の回収が必要

オ. 県産品カタログギフト管理実績報告書(様式 9)

カ. 未配付の県産品カタログギフト申込書

### <実績報告のスケジュール>

上記実績書類を、下記スケジュールに基づき**あおり宿泊キャンペーン事務局へ提出**すること(郵送・持参のみ ※FAX・メールは不可)。

書類の提出期限	実施料支払予定日
2021年3月22日(月)	2021年3月31日(水) 予定

**<送付先>「あおもり宿泊キャンペーン」事務局**

住所：〒030-0803 青森市安方 1-1-40

青森県観光物産館アスパム 7 階

電話番号：017-775-5031（電話受付時間：9：30～17：30）

E-mail：[aomori\\_yukyaku@bsec.jp](mailto:aomori_yukyaku@bsec.jp) ※土日・祝日は休み

**2021年1月22日時点で本キャンペーンに参加していない施設**

①キャンペーン参加申込

本キャンペーンの参加を希望する宿泊施設は、「参加申込書 兼 宿泊プラン企画書」（様式 7）及び「新型コロナウイルス感染防止対策確認書（様式 2）」により、事務局まで申し込む。

②宿泊プラン審査結果及び販売人泊数通知

事務局は参加申込書の内容を審査し、県の承認を得た上でキャンペーン参加を決定し、「参加決定通知書 兼 販売人泊数通知書」（様式 8）により、本キャンペーンの参加が決定した宿泊施設に通知する。

③販売開始

本キャンペーンへの参加が決定した宿泊施設は、事務局からの参加決定通知を受領次第、宿泊プランの販売を開始する。

※参加決定通知書（様式 8）の予約・受付開始日時に従うこと。

④県産品カタログギフトの配付（冬の青森・ごほうびキャンペーン）

販売が決定した宿泊施設に対しては、冬の青森ごほうびキャンペーン事務局から、別途、販売する宿泊人泊数分の県産品カタログギフト申込書が送られる。宿泊施設は、宿泊者に対して、その宿泊数に応じて県産品カタログギフト申込書を配付し、受領証を受け取り保管すること。

⑤実績報告及び精算

本キャンペーンに参加する宿泊施設は、事務局に対して下記の書類を提出することで実績報告を行うこと。事務局は、宿泊施設の提出書類を審査し、県の承認を得た上で、キャンペーン実施料を宿泊施設に支払うものとする。

※提出書類、提出期限は、前述の（6）⑤に準ずるものとする。

附則

この要領は、令和 2 年 12 月 23 日から施行する。